

相続関係手続き 一覧

1. 官庁関係の届出・手続

届出・手続	手続が必要な場合	手続先	手続の期限
☐ 死亡届の提出	人が亡くなったとき	亡くなった方の本籍地又は届出人の住所地の役所	7 日以内
☐ 死体火(埋)葬許可申請	火葬若しくは埋葬の許可が必要な届出	亡くなった方の本籍地又は届出人の住所地の役所	7 日以内
☐ 世帯主変更届の提出	世帯主が亡くなったとき	住所地の役所	14 日以内
☐ 児童扶養手当認定請求の届出	世帯主が亡くなって母子家庭になったとき	住所地の役所	—
☐ 復氏届	配偶者が亡くなった場合に旧姓に戻したい場合	住所地の役所	速やかに
☐ 婚姻関係終了届	配偶者が亡くなった場合に配偶者の父母との関係を終了したい場合	住所地の役所	速やかに
☐ 氏変更許可申請	配偶者が亡くなり子供の戸籍を変えたい場合	住所地の家庭裁判所	速やかに
☐ 改葬許可申請	墓地を移動させたい場合	旧墓地の住所地の役所	速やかに
☐ 準確定申告書の提出	1 月 1 日から亡くなった日までの所得を申告する場合	亡くなった方の所轄税務署	4 ヶ月以内

2. 保険関係の届出・手続

届出・手続	手続が必要な場合	手続先	手続の期限
☐ 国民健康保険葬祭費支給申請	国民健康保険の被保険者が亡くなった場合	亡くなった方の住所地の区役所等	2 年以内
☐ 健康保険被保険者(家族)埋葬料請求	健康保険の被保険者又は被扶養者が亡くなった場合	亡くなった方の勤務先の健康保険組合	2 年以内
☐ 葬祭料・葬祭給付請求	業務上の災害又は通勤途中の事故により亡くなった場合	亡くなった方の勤務先を管轄する労働基準監督署	2 年以内
☐ 国民年金遺族基礎年金裁定請求	国民年金のみに加入していた被保険者等が亡くなった場合	住所地の役所	速やかに
☐ 国民年金寡婦年金裁定請求	国民年金のみに加入し亡くなった場合で要件を満たしたとき	住所地の役所	速やかに
☐ 国民年金・厚生年金保険遺族給付裁定請求	厚生年金の被保険者が亡くなったときなど	年金事務所	速やかに
☐ 遺族(補償)年金支給請求	業務上の災害又は通勤中の災害により亡くなった場合	労働基準監督署	5 年以内
☐ 死亡保険金支払請求	—	契約している保険会社	速やかに
☐ 自動車損害賠償責任保険支払請求	交通事故で亡くなった場合	契約している保険会社	3 年以内(死亡時から)

3. 公共料金等の届出・手続

届出・手続	手続が必要な場合	手続先	手続の期限
☐ 電気・ガス・水道の契約者変更	契約者が亡くなった場合	最寄りの各営業所	速やかに
☐ 電話加入権などの名義変更	名義人が亡くなった場合	契約している通信会社	速やかに
☐ NHK 受信料の契約者変更	契約者が亡くなった場合	NHK ふれあいセンター等	速やかに
☐ 賃貸住宅の契約者変更	契約者が亡くなった場合	賃貸人又は不動産管理会社	速やかに
☐ 運転免許証の返却	免許証の名義人が亡くなった場合	最寄りの警察署	速やかに
☐ 国民健康保険証の変更	国民健康保険証の名義人が亡くなった場合	住所地の役所等	速やかに
☐ シルバーパスの返却	シルバーパスの名義人が亡くなった場合	住所地にある役所等	速やかに
☐ 自動車移転登録申請書	自動車の名義人が亡くなった場合	陸運局又は自動車検査登録事務所	速やかに
☐ クレジットカード解約	名義人が亡くなった場合	カード会社	速やかに

4. 裁判関係の手続

届出・手続	手続が必要な場合	手続先	手続の期限
☐ 遺言書検認申立	遺言(公正証書遺言以外)を発見した場合	相続開始地の家庭裁判所	速やかに
☐ 失踪宣告審判申立	行方不明者の相続人がいる場合	失踪者の最終住所地の家庭裁判所	速やかに
☐ 特別代理人選任申立	相続人に未成年者がいる場合	未成年者の住所地の家庭裁判所	速やかに
☐ 推定相続人廃除	著しい非行のある相続人がいる場合	申立者の住所地の家庭裁判所	速やかに
☐ 相続限定承認申述	遺産の範囲内で債務を相続した場合	相続開始地の家庭裁判所	3ヶ月以内
☐ 相続放棄申述	相続人の権利を放棄したい場合	相続開始地の家庭裁判所	3ヶ月以内
☐ 遺産分割調停申立	遺産分割協議が不成立に終わった場合	相手方の住所地の家庭裁判所	速やかに
☐ 遺留分侵害額請求	遺産分割調停が不成立に終わり、遺留分を侵害された場合に請求する	—	1年以内

※ 手続の詳細や期限は状況により異なる場合があります。事前に各窓口へご確認ください。